

地方公営企業関係用語説明

全 般

法適用企業

地方公営企業法の適用を受ける企業。

- ・ 法定事業(当然適用)：水道事業、工業用水道、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業
- ・ 財務規定等のみ当然適用：病院事業
- ・ その他、条例により法の全規定又は財務規定等を適用できる(任意適用：下水道事業、簡易水道事業等の一部)。原則として、経常的経費の70~80%程度を料金等の経常的収入で賄うことのできる事業。
- ・ 経理は、企業会計(複式簿記)

法非適用企業

地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業。

- ・ 公営企業のうち、法定事業、病院事業及び任意に法を適用した事業を除いた事業：下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等
- ・ 経理は、官公庁会計(単式簿記)

決算規模(支出)

当該年度の現金ベースでの支出額を表す。

- ・ 法適用企業：総費用(税込み) - 減価償却費 + 資本的支出
- ・ 法非適用企業：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金

基準内(外)繰入金

地方公営企業は独立採算が原則であるが、以下の経費については、地方公営企業法において、一般会計等が負担するものとされており、経費負担区分のルールについて、毎年度「繰出基準」として総務省より通知されている。この繰出基準に基づく繰入金を基準内繰入金と言い、繰出基準以外の繰入金を基準外繰入金と言う。

- ・ その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ・ その他公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

資金不足額

地方債協議制の下、許可対象事業への移行の基準に用いられるもの。特別会計単位で判断される。

- ・ 法適用事業： $A + B - C$
A = 「流動負債の額」 - 「控除企業債等」 - 「控除未払金等」 - 「控除引当金等」 - 「PFI建設事業費等」
B = 「算入地方債の現在高」
C = 「流動資産の額」 - 「控除財源」 + 「貸倒引当金」
- ・ 法非適用事業： $A + B - C + D$
A = 「繰上充用金」 B = 「支払繰延額」 + 「事業繰越額」 C = 「未収入特定財源額」
D = 「算入地方債の現在高」

資金不足額比率(%)

$\text{資金不足額} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$

- ・ 営業収益に対する資金不足額の割合。10%を超える特別会計は許可対象事業に移行する。

法適用関係

収益的収入・支出

その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行われる。

- ・ 収益的収入：①サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」
②受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」
③固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」
- ・ 収益的支出：①サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費用」
②支払利息等の「営業外費用」
③固定資産売却損・臨時損失・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」

資本的収入・支出

効果が次期以上に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入。

- ・ 資本的支出：建設改良費、企業債償還金（元金）、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするもの。
- ・ 資本的収入：企業債、固定資産売却代金（売却益は除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるもの

純損益

＝総収益（＝営業収益＋営業外収益＋特別利益）－総費用（＝営業費用＋営業外費用＋特別損失）

経常損益

＝経常収益（＝営業収益＋営業外収益）－経常費用（営業費用＋営業外費用）

累積欠損金

営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんできなかつた各事業年度の損失（赤字）額が累積されたものをいう。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失（赤字）額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、より一層の収益性の向上を図ることが求められる。

不良債務

＝（流動負債－建設改良費等の財源に充てるための企業債・長期借入金－地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）－（流動資産－翌年度に繰越される支出の財源充当額））> 0

- ・ 流動負債の額が流動資産の額を上回る場合その上回る額をいう。これが発生していることは、資金不足が生じていることを意味する。不良債務をもって赤字の状況判断の基準としているのは、損益収支において黒字であっても、資本収支において資金不足を生じる場合があるが、不良債務によれば損益・資本両収支の資金繰りの状況を把握できるため。

経常収支比率（％）

＝（経常収益÷経常費用）×100

- ・ 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものである。この比率が高いほど、経常利益率が良いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。

累積欠損金比率（％）

＝累積欠損金÷（営業収益－受託工事収益）×１００

- ・累積欠損金が年間営業収益の何％になっているかを示すものであり、企業経営の悪化の度合いを表し、この比率が高率なほど企業の損益収支の内容が悪化していることを示すものであり、早急に経営改善を図る必要がある。

不良債務比率（％）

＝不良債務÷（営業収益－受託工事収益）×１００

- ・不良債務が年間営業収益の何％になっているかを示すものであり、収益的収支における赤字だけでなく、資本的収支の赤字まで含めて全体でどのくらいの資金不足の状況にあるかを表す。

資金不足解消計画

公営企業の資金不足及び繰越欠損金の解消を図るための計画。

地方財政法に定める資金の不足額は、事業の性質等を勘案しつつ必要最小限度の期間内に解消する必要がある、原則として10年以内（病院事業にあっては、5年以内）に解消すべきとされている。

法非適用関係

収益的収支・資本的収支

法非適用企業について、想定企業会計により収益的収支と資本的収支に区分したもの。

実質収支

＝（総収益－総費用）＋（資本的収入－資本的支出）－積立金＋前年度からの繰越金－前年度繰上充用金＋収益的収支に充てた地方債＋収益的収支に充てた他会計繰入金

繰上充用金

地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額。

その他

公的資金補償金免除繰上償還

地方財政の健全化を図るため、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革等を行う地方公共団体を対象に、平成19年度から3年間の臨時特例措置として、財政融資資金・簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金からの借入金のうち、その金利が5～7％以上の高利なものの一部について、補償金免除の繰上償還が認められたもの。

なお、本措置は平成22年度から3年間延長されている。

借換債

既に借入れた地方債を償還するために借入れる地方債のこと。過去に借入れた高利率の地方債を償還するために発行されるものが主なものである。